



マイナンバー



最新の情報は
市公式ホームページを
ご確認ください。

マイナンバー制度(社会保障・税番号制度)

問 本庁:市民課窓口係 ☎ 83-8117 FAX 83-8514
支所:市民窓口 ☎ 74-5002 FAX 74-1250




マイナンバー制度とは

マイナンバーとは、日本国内の全住民一人一人に通知されている12桁の番号のことです。マイナンバーは、番号の漏えいなどにより不正に使われるおそれがある場合を除き、一生変更されませんので、大切にしてください。

マイナンバー制度は、その番号を活用することで、社会保障や税制度の効率性を高め、市民の皆さんにとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための基盤となるものです。

マイナンバーカードおよび通知カード(個人番号通知書)について

マイナンバーが記載されている「通知カード」は、平成27年11月に住民票の住所あてに簡易書留で送付されています。新たに生まれた方や国外から転入された方などは、窓口での手続きによりマイナンバーが通知されますが、通知方法については、令和2年5月25日以降、「通知カード」を送付する方法から「個人番号通知書」を送付する方法に変わりました。

	通知カード	個人番号通知書	マイナンバーカード
見本			
様式	紙製のカード	紙製の通知文書	ICカード
利用方法	マイナンバーの提示	マイナンバーの確認 (提示には使えません)	マイナンバーの提示、本人確認、コンビニ交付サービス、公的個人認証の利用(オンラインでの確定申告など)
再発行	不可	不可	手数料1,000円
有効期限	なし	なし	18歳以上の場合は10回目の誕生日、18歳未満の場合は5回目の誕生日(令和4年3月31日までに交付された20歳未満のマイナンバーカードは5回目の誕生日・在留期限のある外国人は在留期限まで)

マイナンバー

▶ マイナンバーカードを作りましょう！

Q1. マイナンバーカードを持つメリットは？

- ◇コンビニ交付により、全国のコンビニエンスストア等のキオスク端末で住民票・印鑑登録証明書・所得課税証明書を取得できます。戸籍の取得はできません。
AM6:30～PM11:00まで(年末年始・システムメンテナンス日を除く毎日) 利用が可能です。
申請書の記載も不要で、窓口で取得するよりも(200円→150円)と安価でお得です。
利用者用電子証明書(4桁の暗証番号)が必要です。
- ◇令和3年度からは保険証としても利用可能になりました。(別途、利用申込が必要。)
- ◇金融機関や役所の窓口で求められる写真付きの公的な身分証明書になります。
- ◇今後様々な行政手続きがオンラインで完了する整備が進んでいます。

Q2. 市役所・支所に行くついでにカードを作りたいけど…お金と時間がかかる？

- ◇ご本人が、市民課または支所の窓口へお越しください。
延長・休日窓口の申請予約をすることができます。
- ◇庁舎1階中央にある発券機でチケットをお取りください。(本庁のみ)
- ◇申請書類の記入(窓口の職員がサポートいたします)
- ◇タブレットで顔写真の撮影をして、約15分ほどで終了です。



※注 紛失再発行の際は有料です。

Q3. 必要な書類は？

- ◇通知カード(紛失していても申請は出来ます)
- ◇運転免許証や保険証などの本人確認書類

Q4. 申請してからどのくらいでカードが出来るの？

- ◇申請から受け取りまで、約2か月程かかります。

Q5. 受取方法は？

- ◇申請の際、免許証(顔写真付き身分証)と保険証の2点で確認できる方は、**本人受取限定郵便で郵送**することができます。
- ◇上記の身分証がない方は、約2か月後、市役所から届いたハガキと、保険証・診察券等氏名・生年月日を確認出来るものを持って、ご本人が受取にご来庁ください。

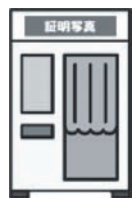
運転免許証と保険証があればカードを郵送で受け取ることが出来るよ♥



マイナンバー

Q6. その他の申請方法は？

- ① オンラインで申請する。
通知カードまたは申請書の下にある二次元コードにスマホ等でアクセスして申請
- ② 申請書に写真を貼って返信用封筒で郵送
- ③ まちなかの写真スタンドから申請する。



※二次元コードが必要です。
※別途撮影費用が必要です。

後日市役所(支所)からハガキ(交付通知書)が届きます。
ハガキの案内に従ってお受取の手続きをしてください。

Q7. カードお受取について

- ◇上記の方法でも申請が可能ですが、その際カードの**受取は市役所(本人が来庁)**です。
後日、市役所からハガキ(交付通知書)が届きます。
カードの受取は、原則としてご本人の来庁が必要ですが、未就学児、長期出張や入院等のやむを得ない理由により来庁が困難な方は、代理受領が可能です。市民課にご相談ください。

取扱窓口:真岡市役所市民課・二宮支所

平日窓口 平日 午前8時30分～午後5時15分

延長窓口 水・金曜日 午後5時15分～午後7時まで

休日窓口 第2・4日曜日 午前8時30分～午後5時15分まで(真岡市役所市民課のみ)

交付通知書(ハガキ)の裏面の二次元コードから予約フォームにアクセスし、延長・休日窓口の交付予約をすることができます。
※予約のお客様が優先となります。